

都城市スマートシティ推進協議会規約

(目的)

第1条 都城市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）は、産学官の連携等により地域課題を解決し、新たな価値を創出するデジタル技術を活用した取組を進めていくことを目的とする。

(活動内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動（以下「本活動」という。）を行う。

- (1) 協議会を構成する会員（第3条第1項に定義する「会員」をいう。）相互の情報交換に関すること。
- (2) 事業の推進や調査に関すること。
- (3) スマートシティ推進ビジョンの策定を行うこと。
- (4) 本活動に関する市民、地域企業への普及、啓発に関すること。
- (5) 社会的課題を解決するサービス・事業を支えるデジタル基盤の検討に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第3条 協議会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 幹事会員 第5条の幹事会を構成する会員
 - (2) 一般会員 都城市内に本店又は事業所、事務所等を有する法人であり、会員としての参加の申し出を行い、登録された法人
 - (3) パートナー会員 都城市を活動領域とした具体的な事業や技術提供等の申し出を行い、登録された都城市内に本店又は事業所、事務所等を有しない法人
- 2 一般会員又はパートナー会員（以下「会員等」という。）として入会しようとするものは、別に定める入会申込フォームにより登録申請を会長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を棄損する行為があったとき又はその他退会させるべき正当な事由があるときは、会長は当該会員を退会させることができる。

(会長)

第4条 協議会の会長は、会務を統括して協議会を代表する。

- 2 会長は、都城市長とする。

(幹事会)

第5条 協議会の、次の各号に関する事項の調整を図るため、協議会に幹事会を設置する。

- (1) 基本となる活動方針、活動計画に関すること。
- (2) 分科会の設置及び廃止に関すること。
- (3) 本規約の変更に関すること。
- (4) その他、協議会の目的の達成に資する事項に関すること。

- 2 幹事会は年に2回程度を目途に開催する他、会長が必要と認めるときには幹事会を開催することができる。
- 3 幹事会は、幹事会員で構成し、必要に応じて会議の様子を会員等に公開するものとする。
- 4 幹事会員は、都城市内に本店又は事業所、事務所等を有する産学官金言の団体のうちから、会長が指名した団体とする。
- 5 幹事会の議決承認は、出席した幹事会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。やむを得ない理由により、幹事会員の一部又は全てが幹事会に出席できない場合、書面又は電磁的記録による意思表示をもって決議を行う。

(分科会)

第6条 幹事会員、会員等及び事務局は、分科会の設置を提案することができる。

- 2 分科会は、幹事会の承認をもって設置及び廃止する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、都城市総合政策部デジタル統括課に事務局を置く。

(秘密保持)

第8条 協議会の会員は、協議会において知り得た活動内容又は他の会員（以下「開示者」という。）に関する一切の事項を、開示者に無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(会員の地位の譲渡)

第9条 会員は、その地位を第三者に譲渡することはできない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、協議会の設立の日から施行する。